

第 32 期
東京都青少年問題協議会
第 1 回総会

令和元年 10 月 25 日（金）

都庁第一本庁舎北塔 42 階

「特別会議室 A」

午後 3 時 0 0 分開会

○若年支援担当部長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 32 期東京都青少年問題協議会第 1 回総会を開催いたします。

私は、本協議会の事務局を担当しております東京都都民安全推進本部若年支援担当部長の小菅と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方には大変お忙しい中、本協議会の委員をお引き受けいただき、また総会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本協議会は、委員の半数以上の出席をもって開催することとしております。本日、ご出席いただいております委員の方は 2 3 名で、総会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

なお、小池知事が公務の都合で出席できませんので、代理といたしまして梶原副知事が出席しております。

本日は第 1 回総会ということで、副会長をご選出いただくまでの間、大変僭越でございますが、事務局にて進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

お手元に本日の資料等をお配りしてございますので、ご確認をお願いいたします。まず、委員にご就任いただきます委嘱状でございます。

次が、第 32 期東京都青少年問題協議会第 1 回総会、次第でございます。

次の資料 1 は、第 32 期東京都青少年問題協議会委員名簿及び同幹事名簿でございます。

資料 2 は、本協議会の関連規程でございます。

資料 3 は、諮問文でございます。

資料 4 は、第 32 期東京都青少年問題協議会の運営について（案）でございます。

また、机上に東京都子供・若者計画の冊子と、子供・若者育成支援推進大綱を置かせていただいております。不足等ございましたら、挙手にてお知らせいただければと存じます。よろしいでしょうか。

また、本日はペーパーレスの取組を推進するため、その他の資料につきましてはタブレット内にご用意しております。タブレットをごらんいただき、平成 27 年度策定、東京都子供・若者計画の概要という標題の資料が表示されていれば、問題はございません。

それでは、次第の 2、委員紹介でございます。資料 1 の第 32 期東京都青少年問題協議会

委員名簿によりまして、本日ご出席の委員の皆様をご紹介申し上げます。委員の皆様は、着座のままご一礼をお願いいたします。

まず、会長の代理といたしまして、梶原東京都副知事でございます。

○梶原東京都副知事 よろしく申し上げます。

○若年支援担当部長 続きまして、内山真吾委員でございます。

○内山真吾委員 よろしく申し上げます。

○若年支援担当部長 つじの栄作委員でございます。

○つじの栄作委員 よろしく申し上げます。

○若年支援担当部長 大松あきら委員でございます。

○大松あきら委員 よろしく申し上げます。

○若年支援担当部長 米倉春奈委員でございます。

○米倉春奈委員 よろしく申し上げます。

○若年支援担当部長 原のり子委員でございます。

○原のり子委員 よろしく申し上げます。

○若年支援担当部長 井利由利委員でございます。

○井利由利委員 よろしくお願いいたします。

○若年支援担当部長 古賀正義委員でございます。

○古賀正義委員 よろしくお願いいたします。

○若年支援担当部長 小西暁和委員でございます。

○小西暁和委員 よろしくお願いいたします。

○若年支援担当部長 仲野由佳理委員でございます。

○仲野由佳理委員 よろしく申し上げます。

○若年支援担当部長 堀有喜衣委員でございます。

○堀有喜衣委員 よろしくお願いいたします。

○若年支援担当部長 上沼紫野委員でございます。

○上沼紫野委員 よろしく申し上げます。

○若年支援担当部長 坂元章委員でございます。

○坂元章委員 よろしくお願いいたします。

○若年支援担当部長 茂呂絹枝委員でございます。

○茂呂絹枝委員 よろしくお願ひいたします。

○若年支援担当部長 吉田奨委員でございます。

○吉田奨委員 よろしくお願ひします。

○若年支援担当部長 なお関係行政庁及び東京都の委員、幹事につきましては、名簿の卓上配付をもちまして、紹介にかえさせていただきます。

続きまして、次第3、会長挨拶でございます。梶原副知事、よろしくお願ひいたします。

○梶原副知事 東京都副知事の梶原でございます。本日は、大変お忙しい中、第32期東京都青少年問題協議会の委員をお引き受けいただき、また本日の総会にご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日は、本協議会の会長でございます小池都知事がご挨拶申し上げるところでございますが、所用で出席できませんので私が知事挨拶を預かってまいりました。それをご披露し、ご挨拶にかえさせていただきますようお願いしております。

それでは、知事から預かりました挨拶を代読させていただきます。

本日は、ご多用のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。本協議会は昭和28年の発足以来、それぞれの時代の青少年の課題につきまして、各分野の委員のご所見を賜りながら、総合的な施策をご審議いただくなど、都の青少年行政の推進に大きく寄与してこられました。委員の皆様には感謝申し上げます。

現代の子供、若者を取り巻く環境は、少子高齢化、情報化、国際化などの進展により、目まぐるしく変化をしております。子供・若者は大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であり、次代を担う都の宝、国の宝です。今期においても全ての子供・若者が将来への希望を持ち、健やかに成長できる社会の実現に向け、ご審議をいただければと存じます。

具体的には、まず東京都子供・若者計画の改定について諮問させていただきます。この計画は、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、第30期の本協議会の答申を受け、平成27年8月に策定いたしました。今年度をもって計画期間が終了することから、本計画の改定について、ご審議いただきたく存じます。

子供・若者への支援については、都のみならず、区市町村、国、関係団体などの各主体がそれぞれの分野で実施しておりますが、各主体の連携を一層深めることでさらなる施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、さらに青少年の健全育成に関する事項についても、ご審議をいただきたくと考えて

おります。

前期第 31 期の協議会では、いわゆる自画撮り被害の防止について緊急答申をいただき、青少年健全育成条例の改正を行ったところです。今期も青少年が直面する課題について、時期を捉えて諮問し、ご審議をいただきたいと考えております。

子供・若者は、東京の未来を担う、まさしく希望であり、青少年の健全育成を担う本協議会のご議論は極めて重要であると考えております。委員の皆様には、専門のお立場やご経験などから、幅広くご意見をお聞かせいただき、青少年施策についてさまざまな角度からご検討くださいますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

以上、代読をさせていただきました。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○若年支援担当部長 次に、次第 4、本協議会の副会長の選任に移らせていただきます。副会長の選任につきましては、資料 2、こちらの裏面の方をご覧ください。こちらが東京都青少年問題協議会条例でございますけれども、副会長につきましては、第 4 条第 3 項の規定に基づきまして、委員の互選となっております。つきましては、どなたか委員の方からのご推薦をお願いできればと存じます。いかがでございましょうか。

○井利由利委員 はい。

○若年支援担当部長 お願いいたします。

○井利由利委員 はい、副会長といたしまして、中央大学教授の古賀正義委員を推薦いたします。古賀委員は、子供、若者の育成支援に関する国の審議会などの役職を多数お引き受けになった経歴がございます。本協議会においても、前期に副会長としての重責を果たされております。青少年問題全般について長年ご研究され、大変深い造詣をお持ちの方でありますことから、最も適任であると思えます。

○若年支援担当部長 ただいま、井利委員から副会長として古賀委員がご適任とのご発言がございました。いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○若年支援担当部長 皆様のご賛同をいただきましたので、古賀委員に副会長をお願いしたいと存じます。古賀委員は、副会長席へのご移動をお願いいたします。

(古賀副会長、副会長席へ移動)

○若年支援担当部長 それでは、次第 5 の諮問事項に入らせていただきます。資料 3 をごらんください。諮問に先立ちまして、諮問内容について事務局から朗読いたします。

○若年支援課長 本協議会の事務局を担当してございます東京都都民安全推進本部若年支援課長、濱村でございます。資料3の諮問文を読み上げさせていただきます。

諮問、31都安総若第345号、東京都青少年問題協議会会長、小池百合子殿。現代の子供・若者を取り巻く環境は、少子高齢化、情報化、国際化などの進展により、目まぐるしく変化しています。また、困難を有する若者については、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっていることが指摘されています。

子供・若者の育成支援については、都、区市町村、国、関係団体などの各主体がそれぞれの分野で実施しているところですが、各主体の連携を一層深め、施策を更に推進していくことが重要です。

東京都は、平成27年8月、全ての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、「東京都子供・若者計画」を策定しました。本計画は、今年度をもって計画期間が終了することから、より充実したものへと改定するため、貴協議会において内容を検討いただき、所要の結論を得る必要があります。

よって、下記事項について諮問します。

令和元年10月25日、東京都知事、小池百合子。

記、「東京都子供・若者計画」の改定について。

以上でございます。

○若年支援担当部長 それでは、梶原副知事から古賀副会長に諮問文をお渡しいたします。梶原副知事、古賀副会長、事務局がご案内いたします位置へのご移動をお願いいたします。

(諮問文手交)

○若者支援担当部長 梶原副知事ですが、公務の都合がございまして、大変恐縮でございますが、これをおもちまして退席させていただきますことをご了承いただきたく存じます。よろしくをお願いいたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、古賀副会長にお願いしたいと存じます。改めまして、古賀副会長から一言お願いできますでしょうか。

○古賀副会長 それではどうも、非常に重責でありまして、これから少しでもお役に立てればと思っているところでございます。この審議会は私、長くやらせていただいていたのですが、先ほどもお話がありましたように、様々な答申でもって若い人たち、子供たちの社

会環境を整えていくという作業をしてきたと思います。今期も続けてそういった前向きな答申をしていきたいというふうに思っているところでもありますので、今日ちょっとあいにくの空模様で、それこそ災害が心配なほどの雨ですが、「雨降って地固まる」の類で、この後きつと実りのある議論ができるのではないかと考えておりますので、ご協力をお願いしたいというふうに思います。私自身、実は今、内閣府の子供・若者育成支援推進大綱の評価点検の有識者会議の方に入らせていただいております（座長職務）、実は国も今回の都と同じような改定作業をしているところです。ご存じの方も多とおおり、5年間の時限でもってこういった大綱の改定作業を行うことが義務づけられておりまして、国もやっているところでございます。国の側は東京都のあり方に非常に注目しているし、東京都の側も国のあり方に注目しているという、そういう形かなというふうに思っているところです。言うまでもないことですが、来年はオリンピックもございます。若い人たちにとって夢や期待が膨らむと同時に、いろんな課題も山積してくる時代に入ってきているかと思っております。私自身も自分の子供を育て上げましたけども、今までとは違う、それこそネット社会であるとか、あるいは対人不安であるとか、新たな課題が出ていると感じてきました。こういったものに対して、ここでまたいろんな議論をしていただいでですね、きちっとした手が打てるような、そういった答申に向かいたいというふうに思っているところです。東京都は他の道府県の先端になっていまして、モデルなんですね。ここがやったことを他の道府県が見本にしてやっているという現実があります。ですので、ぜひ前向きですばらしいものをつくり上げていきたいと思っております。

僭越ですが、お話しさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

それじゃあ、挨拶先にさせていただいたんですが、先ほど副知事のほうから東京都青少年問題協議会の諮問文をいただきました。これに基づいて、ここからは議事進行でよろしいですね。

それでは、次第の6の協議会の運営について、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○若年支援課長 改めまして、若年支援課長、濱村でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、協議会の運営につきまして資料の4、第32期東京都青少年問題の運営について（案）というのをごらんいただきたいと存じます。

1の協議会の運営についてでございますが、学識経験者の委員による二つの専門部会、若者支援部会と児童健全育成部会を設置いたしまして、検討・審議を行うことといたしたいと存じます。

具体的には、米印の1の若者支援部会では、東京都子供・若者計画の改定について。また米印2の児童健全育成部会では、案ではございますが、青少年の健全育成に係る課題について、検討・審議を行うこととしたいと存じます。

なお、委員の構成でございますが、資料1にございます名簿のとおりとさせていただきたいと存じます。

次に、会議の予定でございます。今後、若者支援部会における検討を進めまして、令和2年1月から2月の拡大専門部会において、中間（案）のまとめについてご審議をいただきます。その後、パブリックコメントを実施いたしまして、令和2年3月の第2回総会で答申いただくことを予定をしております。また、それ以降、児童健全育成部会を開催する予定でございます。

恐れ入ります、裏面をごらんいただきたいと思います。2としまして、東京都青少年問題協議会の公開等について記載をしております。（1）会議、（2）会議の公開、（3）開催告知、（4）議事録の公開、（5）会議資料の公開、（6）その他、とございますけれども、それぞれの記載のとおりとさせていただきたいと存じます。

その次のページでございますけれども、米印といたしまして東京都議会の傍聴規則等を、またその裏面には傍聴に当たっての留意事項をお示ししておりますが、こちらにつきましてもいずれも記載のとおりとさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○古賀副会長 どうもありがとうございました。ただいま、専門部会の設置、それから会議、議事録等の公開、また今後の日程などについて、ご説明いただきました。二つ、専門部会がございまして、こちらの部会長につきましては、部会ごとにお決めいただこうと考えております。また、若者支援部会につきましては、この後、第1回目の会議をしようと考えておりますので、ぜひご了承いただきたいと思います。皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○古賀副会長 よろしくお願いたします。それではですね、諮問事項である東京都子供・若者計画の改定についての説明に入らせていただきます。では、内容について事務局から説

明をお願いします。

○若年支援課長 若年支援課長、濱村でございます。私から、現行の東京都子供・若者計画の概要、そして子供・若者計画の改定に向けて、ということでお時間いただきまして、ご説明を差し上げたいと存じます。ここからはタブレット内の資料によりまして、ご説明を差し上げます。また、テーブル内側等がございますモニターにも表示をさせていただきます。タブレットで資料、ページ送る場合には画面を指で右から左になぞっていただければ、ページ送りができるようになってございます。また、ページ戻る際は、その逆でございまして、左から右になぞりますとページが戻るようになってございます。ご不明な点などございましたら、近くに職員がおりますので、お声がけいただければと存じます。

それでは、現在表示をされております資料の1ページ目、平成27年度策定「東京都子供・若者計画」の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

本計画でございますが、第30期の本協議会において答申をいただきまして、平成27年8月に都として初めて策定をしたものでございます。計画は4章構成になってございます。

第1章、計画の策定に当たっての1、計画策定の趣旨でございます。策定当時におきましても、子供・若者を取り巻く環境の変化の結果、若年無業者やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、いじめ、不登校、有害情報の氾濫など、子供・若者に関わる諸問題が深刻化していたことを踏まえまして、全ての子供・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図るために策定いたしております。

2の計画の位置付けでございますが、まず子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県計画であり、国の子供・若者育成支援推進大綱を勘案して策定をされてございます。また既に子供・若者分野の施策を含む計画といたしまして、都庁内の関係各局において、それぞれの分野に関する計画が策定されておりました。このため、関係各局の協力も得まして、都の子供・若者育成支援にかかる施策等を集めて一覧化することで取組の現状を示すとともに、今後の施策の枠組みづくりを推進することといたしております。

3、計画の対象でございます。国の大綱を勘案いたしまして、0歳から概ね30歳未満の子供・若者であり、施策によりましては30代のポスト青年期の方も対象としてございます。

4の計画期間でございます。平成27年度から今年度までの5年間となっております。

右側でございます。第2章、計画の「理念」・「基本方針」でございます。

1、計画の理念といたしまして、全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことを社会全体で応援することを掲げておりまして、2にございますように当時の国の大綱であります子ども・若者ビジョンを勘案いたしまして、都の取組の方向を三つの基本方針のもとに取りまとめたものでございます。

また3にございますように、施策推進に当たり、一人一人の子供・若者の最善の利益を尊重すること、子供・若者の社会的自立を発達段階に応じて支援すること、子供・若者の状況に応じた支援に社会全体で重層的に取り組んでいくこと、この三つの視点を掲げてございます。

恐れ入ります。次ページ、ごらんいただきたいと存じます。第3章、子供・若者支援施策の具体的な展開でございます。ローマ数字ごとに三つの基本方針と、それに関連する取組を記載してございます。

I、全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援では、学校段階終了までに社会人として必要な力を調和よく着実に身に着けることができるよう、一人一人の個性や能力を十分に踏まえた上で、社会的自立に向けた基礎の形成や社会形成、社会参加できる力の育成、また社会的、職業的自立の支援、学びの機会の確保について、記載をしてございます。

II、社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援では、いじめ、不登校、ひきこもり、非行・犯罪など、困難な状況ごとの現状課題、取組の方向や児童虐待防止、社会的養護体制の充実など、被害防止と保護の取組を記載してございます。

III、子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備では、子供の成長にかかわる家庭、学校、地域社会の相互の連携が重要との観点から、家庭の養育力、教育力の向上や、学校の活性化、子供・若者の育成環境の整備について、記載をしてございます。

次ページをごらんいただきたいと存じます。第4章でございます。推進体制等の整備としまして、都と区市町村の役割について、記載をしてございます。

都の役割としましては、東京都子供・若者支援協議会による計画の推進や、区市町村における取組の支援について、また区市町村の役割としましては区域内における子供・若者の状況に応じ、必要となる支援の仕組みの構築や、区市町村における計画策定などを記載してございます。

区市町村における計画策定などの取組状況につきましては、後ほど報告をさせていただきます。

次ページにお進みいただきたいと存じます。以降につきましては、子供・若者計画の改定に向けてということで、改定に当たり勘案すべき事項として、国の子供・若者育成支援推進大綱や、都における関連計画、それから前期、第 31 期の本協議会からの意見具申であります現代の若者に関する調査結果、そして都内における取組の状況について説明をさせていただきます。

まず、1 の大綱、関連計画等になります。内閣府におきまして、平成 28 年に新たな子供・若者育成支援推進大綱が作成されております。大綱につきましては、後ほどご説明を差し上げます。

続きまして、その右側になりますけれども、重点政策方針でございます。都におきましては、2020 年に向けた実行プランに掲げる政策のブラッシュアップなどを進めるに当たり、政策展開の基本となる大きな方向性や、その実現に向けて重点的に検討すべき事項を毎年度、重点政策方針として示してございます。重点政策方針 2019 では、子供・若者施策にかかわる事項として、人と人を繋ぐ～人と人の結びつきを深め、誰もがいきいきと活躍して、チャレンジできる都市の実現に向けて取り組むことが示されております。方針に基づく検討の成果を本計画にも反映させていきたいと考えてございます。

次に、教育分野、福祉分野など、本計画と関連する計画について、所管局、計画名と位置づけを、それぞれお示しをしてございます。関係各局の協力をいただきながら、関連計画と整合性を取りつつ、改定の検討を進めていく必要がございます。

なお、下線を付しております計画につきましては、本年度策定、改定予定でございまして、それぞれの会議体において現在、検討が進められております。

次ページにお進みいただきたいと存じます。平成 28 年に策定されました子供・若者育成支援推進大綱の概要でございます。第 1 のはじめにでは、現大綱の策定に当たっての状況認識等が記載をされております。子供・若者は大きな可能性を秘めたかけがえのない存在であり、全ての子供・若者が社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓いていくことが求められていること。また、子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に連携・協力し、社会全体で取り組むべき課題であること。一人一人の子供・若者の立場に立って、長期的視点、発達段階についての的確な理解のもと、最善の利益を考慮する必要があること。そして、全ての子供・若者が持てる能力を生かし、自立・活

躍できる社会の実現を総がかりで目指していくことが示されております。

また、家庭をめぐる現状と課題といたしまして、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要であること。貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組が必要であること。子供・若者、その家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要であること。

地域社会につきましては、地域におけるつながりの希薄が懸念されており、子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要であること。

情報通信環境の変化は、子供・若者の成長に正負の影響をもたらしており、負の影響への対応が必要であること。

雇用に関しましては、キャリア教育や職業能力開発の機会の充実や、若者の雇用安定化と、所得向上が重要であることなど、それぞれ示されております。

さらに、その下でございますけれども、これまでの取組の中で顕在してきたものとして、困難を抱えている子供・若者に関し、生まれてから現在に至るまでの生育環境において、様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題が相互に影響し合うなど、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっていることが指摘をされております。

次ページにお進みいただきたいと存じます。このような状況認識等踏まえまして、基本的な方針として第2に掲げてございますように、1、全ての子供・若者の健やかな育成、2、困難を有する子供・若者やその家族への支援、3、子供・若者の成長のための社会環境の整備、4、子供・若者の成長を支える担い手の養成、5、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援の5つの課題について、重点的に取り組むこととされております。

第3でございます。基本的な施策といたしましては、この5つの重点課題ごとにそれぞれの施策が記載されております。

次ページにお進みいただきたいと存じます。下段の第4、施策の推進体制等でございます。(1)として子供・若者に関する実態等の把握など、(2)広報啓発等、(3)国際的な連携・協力、また、(4)施策の推進等といたしまして、国の関係機関との連携協力の推進や、地域において子供・若者育成支援に取り組む行政や学校、企業、NPO等の先進的な活動についての情報共有を通じて、各主体相互の連携を促進するとされております。

以上、雑駁でございますが、現大綱の説明を終わらせていただきます。

恐縮でございます。続きまして、次ページ、お進みいただきたいと存じます。昨年7月

に本協議会から意見具申をいただきました「生きづらさを抱える若者の社会的自立に向けた支援について」そのポイントを紹介をさせていただきます。

協議会におきましては、必要とされる支援や環境の整備について、若者や家族に寄り添う視点からご議論をいただいたところがございます。具体的には、支援を受けたほうが望ましい状態にあるものの、その必要性を認識していない段階、また支援の必要性を認識しているが、相談先を見つけることができない段階、また支援機関に相談等したものの、適切な支援につなげられない段階。この三つの段階に分類をいたしまして、課題を整理した上で阻害要因を解消し、適切な支援につなげるための方策について情報発信の充実、支援環境の整備、支援体制の充実の視点から提言をいただいたところがございます。

また、青少年期から自己有用感を感じることができる環境づくりの重要性にも言及をいただいております。本意見具申も踏まえ、改定に向けご検討いただければと存じます。

次ページにお進みいただきたいと存じます。検討に当たっての視点といたしまして、現代の若者に関する内閣府の調査について、ご紹介をさせていただきます。

まず平成 30 年度の調査についてでございます。左側の図表 1、こちらにつきましては自分自身に満足している若者、自己肯定感を有している若者の割合につきまして、諸外国と比較したものでございます。日本の若者は諸外国と比べ、自分自身に満足している割合が低い傾向にございます。

右側の図表 2 でございます。こちらは、自分が役に立っているかという自己有用感と自分自身への満足感、自己肯定感の関係性を表したグラフになってございます。グラフの横に伸びております帯は、上から自分自身は役に立たないと強く感じているかどうかについて、そう思う、つまり役に立たないと強く感じており、その下の帯はどちらかといえば役に立たないという順に、言い変えますと、上から自己有用感の低い順に帯が示されております。

また、帯の色分けは自分自身に満足しているかどうかについて、青がそう思う、オレンジがどちらかといえばそう思うという順に示されております。一番上の帯、自分は役に立たないと強く感じている人たちほど、自分自身に満足している割合が低くなってございます。

まとめますと、考察にありますとおり、日本の若者は諸外国の若者と比べて、自分自身に満足しているなど、自身を肯定的に捉えている若者の割合が低い傾向にあり、こうした自己肯定感の低さには自分が役に立たないと感じる自己有用感の低さが関わっているとされております。

次ページにお進みいただきたいと存じます。次に、若者にとっての人とのつながりに関する平成 28 年度の調査を紹介をさせていただきます。この調査では、若者がどのような場所を居場所と感じているのか、また他者とのつながりの状態について分析されております。

左側、図表 3 のグラフは、自分の部屋、家庭・学校・職場・地域、インターネット空間、この 6 つの場所につきまして、居場所であると感じている数を調査した結果でございます。3 つ以上あると回答した方が全体の 75% を占めてございます。

また右側、図表 4 のグラフでございます。横軸が居場所と思うと回答した場の数、縦軸が生活の充実度となっております。居場所であると感じている場の数が多くなるにつれ、生活が充実していると回答した若者の割合が多くなってございます。

次ページにお進みいただきたいと存じます。左側、図表 5 でございます。居場所を 6 つの場に分け、自分の居場所と思うか尋ねたものでございます。居場所が 6 つ、自分の部屋、家庭等々について聞いたものでございます。自分の居場所と思うと回答割合が高かった順に申しますと、自分の部屋、家庭、インターネット空間、それから地域という順になってございます。

右側の図表 6 でございます。こちらはつながりの対象を家族・親族、それから学校で出会った友人、職場・アルバイト関係の人、地域の人、インターネット上の人との 5 つのカテゴリーに分けまして、楽しく話せるときがあるや、悩みを相談できる人がいる、助けてくれる、本音を話せる、強いつながりを感じているという 5 つの項目についての調査結果を示してございます。

家族・親族と学校で出会った友人との間にはつながりの強さを感じている若者が多い一方、地域の人やインターネット上の人との間ではつながりの強さを感じている割合は、それほど高くないという結果になってございます。

下段に考察がございまして、これらの調査結果を踏まえた考察としましては、若者が成長し自立する過程では、誰もが悩みを抱えたりつまずきを覚えたりすることがあるが、その際に大事なものは、ひとりで問題を抱え込み困難な状況に陥ってしまうことを防ぐことである。そのためには、普段から、家庭の他にも自分がほっとできる居心地のよい場所を持つとともに、何かあった時に支えとなってくれる人との関わりを築いておくことが大切であると考えられる、とされてございます。

以上、内閣府の調査について紹介をさせていただきました。

続きまして、次ページごらんいただきたいと存じます。最後になりますが、子供・若者育成支援推進法におきまして、地方公共団体に対し、努力義務として定められております子ども・若者計画の策定等の都内における取組状況について、説明をさせていただきます。

左側の図表7でございますけれども、都道府県における子ども・若者計画の策定状況でございます。策定割合は91%となっております。

右側、図表の8では、全国での区市町村における状況。その下の図表9では、都内の区市町村の状況をお示ししてございます。

全国での区市町村における策定割合は3%、都内における策定割合は23%となっております。

次ページにお進みいただきたいと存じます。子供・若者支援地域協議会、こちらの設置状況でございます。都道府県における設置割合は89%、また全国での区市町村における設置割合は4%、都内区市町村におきます設置割合は13%となっております。

次ページにお進みいただきたいと存じます。子ども・若者総合相談センターの設置状況でございます。都道府県における設置割合は47%、全国での区市町村における設置割合は4%、都内区市町村におきます設置割合は6%となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○古賀副会長 どうもありがとうございました。非常に広範で総合的な計画であるということが、改めてご理解いただけたかと思えます。いろんな調査データにもありましたように、様々な困難を有する若者に支援をする際のベースになっているということもおわかりいただけたかと思えます。

それでは、次の次第8、意見交換というところに移りたいと思えます。本日、総会ということで非常にたくさんの委員の皆さんにご出席いただいております。本当でしたら、皆様からご意見を頂戴したいんですけれども、時間の都合もございますので、都民の代表としてですね、都議会議員の委員の方々から一言賜りたいというふうに思います。お名前を言わせていただきますので、順にお願いいたします。

では、まず内山委員からお願いいたします。

○内山委員 前期に引き続きましてお世話になります。都議会議員の内山真吾と申します。よろしくお願いいたします。

今回、今年度をもって、この計画期間が終了するというところで、また新たに改定ですかね、

ということで諮問がされたということで、私からは、この計画全て読ませていただいて、やはりこういった計画を立てていただくに当たって、かなり多岐にわたって網羅されている計画だなというふうに感じております。

そういった中で、じゃあ果たしてこの計画が平成 27 年 8 月から計画されて、今回、平成でいえば 31 年、令和でいえば元年の中で、約 4 年ですかね、かかって、この結果どうだったのかというところはしっかりと検証していかなくてはならないかなというふうに思っております。そういった中でこちら読ませていただくと、これ性格的に仕方ない部分もあるのかもしれませんが、具体的な数値的な目標であったり、そういったものが見えないもので、そういった意味では少し検証というのは難しい部分はあるのかなと思っています。もちろん子供・若者計画の中で、数値目標というものが適さないものというものもある一方で、しかしそれはあくまで 10 年、20 年先というものに関してなかなか難しいですけど、じゃあこのなんていうのかな、身近なところでの数値目標というものに関しては、ある程度ないとは、難しいのかなと思っています。一例申し上げれば、例えば、この関係資料の中に不登校の出現率というのがありますが、これは平成 25 年のものまで出てはいますが、この先どうなったかというところ、6、7、8、9 と、まだ 30 年度のやつは出ていないかもしれないですけど、どんどんどんどん上がってきているわけですね。そういったものを、どう捉えていくのかというものであったり、というのは考えるべきかなと思っています。

また、この間、子供たちを取り巻く環境の中で変わってきたものと、変わってないんだけど社会の認識として変わってきたもの。例えば、児童虐待の問題で申し上げれば、子供たちを取り巻く環境は、この 4 年ぐらいでは変わってないと思うんですけど、社会の認識というのは結愛ちゃんの事件も含めて、かなり変わってきていると思います。そういった中で、この児童、例えば、この中で一例申し上げれば児童虐待という問題をどう捉えていくのか。まず昨今、この中で児童虐待というところでクローズアップさせていくのか、もしくは困難な状況ごとの取組のところでもクローズアップさせていくのかわかりませんが、メンタルヘルスの問題抱える子供ではなくて親の問題、こういったものも昨今、児童虐待の観点、もしくは子供たちの育成、健全育成という観点からは課題として、また関連性として浮かび上がってきているということも伺っておりますので、そういったものですね、これまでと継続的なものとあわせて、新たにクローズアップしていきべきものというものをしっかりと議論していかなくてはならないのかなというふうに思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○古賀副会長 どうもありがとうございました。では、続けてつじの委員、お願いいたします。

○つじの委員 ただいまご紹介にあずかりました、都議会議員のつじのと申します。私はですね、実は精神科医でもございまして、今でも現役で文京区でクリニックのほうで臨床に当たらせていただいています。そういった視点も含めてですね、今回の諮問に関して意見を言わせていただきますとですね、先ほどちょっと内山都議のほうからもありましたけども、時代の変化というのがやっぱり非常に急速であると。でも、子供は子供で当然、人間の子供ですから、子供らしい心を元からもっているというふうなところで、一言でいうと生きづらさというのがここにも話題になっていますけども、あるのかなというふうに思いました。

一つ二つありますけども、精神科医の視点からということで言うと、最近多い訴えというか、現場を見て思うのは、皆様もご承知だと思いますけども、自分は発達障害ではないかと、そういったところで生きづらさとか、組織の中、社会に出て、学校に出て、いろいろルールに自分なじめないというふうなところで悩んでいらっしゃる方が多いように思います。

もう一つ、その臨床医の視点からというだけではなくてですね、今回ちょっとなかったように、あったかもしれませんけども、悩みを抱える、問題を抱える方々の、若年者の医療に対する連携というんでしょうかね。私がそういう視点でものを言わせてもらっているんですけども、やはり医学的な介入がある程度、当然皆様もご存じだと思いますけども 10 代後半から 20 代にかけて、例えば、ある種の疾患の後発年齢だったりしますけども、そういったことを理解しながらですね、それを盛り込んだ計画になればというふうに思いました。

もう一つはですね、これは私の議員にならしていただいていたからのというか従前からの、私のテーマなんですけども、この中の資料にもありました自己肯定感という言葉ですね。これは私は昨年第 2 回定例会、今年第 1 回定例会で自己肯定感について一般質問に立ちました。主に教育長と小池都知事から答弁いただけてますけども、これは、先ほど資料がありましたけど日本の若者が突出して低い現状があると。これは、この審議会でもどういうふうに解釈するかというところ、あるいはそれをどう克服というか、改善していくかというところが今後取り組むべき課題かなというふうに思いました。そのことに関しては、私の先ほど述べました第 1 回定例会、今年ですね、私の中の一般質問の中で私見は述べておりますけども、それが全ての方々にとって適切であるとは思いませんが、ただやっぱり議論は大事だと

いうふうなことを思っていますので、本当に私たちの、そのなんでしょうね、こういう会もそうですけども、ふだんのその生活の中で大人たちが若い若年者たちに、子供たちに夢と希望というようところが感じられるような、私たち大人一人一人の責任というのを感じるところでございます。

以上です。

○古賀副会長 どうもありがとうございました。じゃあ、続けて大松委員お願いいたします。

○大松委員 大松あきらでございます。私どもの公明党では、これまで多くの若者の皆様方からいろんなお声を伺いながら、この若者総合相談「若ナビ」の開設など、様々な若者世代を支援する施策を一つ一つ提案をして、推進をさせていただきました。一方、先ほどから説明がありましたように若者を取り巻く環境は、やはり非常に厳しく、非常に複雑で、多様になっておりまして、複合的な問題も大きくあるわけでございます。そうした中で、一層この支援を強化をしていかなければならないと考えているところでございます。この間、公明党の求めに応じていただいて、都の方でさまざまな施策を推進、また充実をしていただいていることにつきましては評価をするものでございます。例えば先ほど申し上げました「若ナビ」も、「若ナビα」ということで、メールや電話だけでなく来所によって相談を受け付けるという形で、より一層、相談業務を充実、強化をしていただいていることにつきましては、都を評価したいと考えているところでございます。その上で、今、若者のコミュニケーションツールといえば、やはりSNSが主流でありますので、このSNSによる相談を実施をするなど、多くの若者に対して適切な支援ができるように取組を充実をしていただきたいと思いますと考えているところでございます。

そして、また若者一人ひとりへの適切な支援をしていくためには、やはり身近な地域での取組を強化をしていかなければならないわけでございますけれども、そのためにも、この都内区市町村における計画策定であるとか地域協議会の設置、これは東京都におきましては全国と比べ進んでいるということにつきましては評価をさせていただきたいと思いますが、引き続きですね、区市町村での取組が進むように、都として推進を図っていただきたいと思いますと考えているところでございます。

そして、この施策をより充実させていくためには、教育、福祉、保健、医療、就労、いろんな複合的な問題があり、幅広い分野で協力をしていくことが欠かせないわけでございますので、この都民安全推進本部だけではなく、本日お集まりをいただいております国の機関、

また都庁各局が連携をして施策の充実に努めていただけるようにご検討をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○古賀副会長 どうもありがとうございました。それでは、続いて米倉委員、お願いいたします。

○米倉委員 米倉です。よろしく申し上げます。まず運営について要望なんですけれども、前回の子供・若者計画の策定の際には、2015年に7カ月にわたって子供の貧困ですとか、居場所のない少女たち、JKビジネスの問題ですとか、各分野で子供の支援にかかわる方々から子供の、東京の子供たちの実態ですとか、支援の中での課題ということが報告をされて、議論されてつくられたというふうに思っています。私も議事録は全部読ませていただいたんですが、本当に議論と議事録そのものが財産だなというふうに感じているんですが、残念なことに、そうした議論の中身というものが計画自体には余り盛り込まれていないなというふうに思っています。やはりとても中身の深い議論されていて、その到達点というのは載せていただければなというふうに思っています。ぜひ今回の議論の際には、前回の議論の中身というものも盛り込んでいただきたいと思えますし、また広く専門家ですとか都民の皆さんからの意見を聞いていただきたいと思っています。その計画を生きたものとするために、やはり当事者である子供や若者の意見を位置づけて聞いていただきたいというふうに思っています。聞くことと同時に、子供や若者が参加して、意見を表明する場を東京都としてどうつくっていくのかということも、ぜひこれは計画の検討にとどまらない場として検討していただきたいなというふうに思っています。

先日、私は愛知県の新城市というところに若者議会の傍聴に行ったんですけれども、ここは市長の附属機関として若者が政策をつくって、最後は市長に提案をして、それを事業として実際に行われるというものでして、これまでには図書館のリノベーションだとか、さまざまやっつけていらっしゃるんですが、私が傍聴した際には工業高校の生徒さんが実際に通っている高校生の立場として、地元の企業の情報がなかなかわからないと。高校生の立場から欲しいという情報もないということで、その地元の企業と高校生のニーズのマッチしたサイトをつくりたいと、就職をする上で活用できるような、という提案をして、これは実際に市長に提案しようということで、かなり具体的な議論をされていました。担当の職員の方にもお話を聞いたんですけれども、若者のパワーはけた違いだということで、行政では考えられ

ないようなアイデアも出てくるし、若者自体がそういう場で一年間通して、いろんな議論する中で成長していくということも実感をしているし、そういうふうにもちづくりですとか、東京の場合、東京がどういう方向に進んでほしいかということを実際に若者が議論する中で、自分たちもそういうもちづくりに加わって、変えていくことができるということを経験して、若者も自分に誇りを持つし、まちにも愛着心を持つ。ほかの世代の方々も若者がそういうふう頑張っているということで一緒に協力していく関係が生まれたりですとか、そういう変化があるんですというふうに聞きました。若者を支援の対象として、どういうことが求められているのかということも重要なんですけれども、やはり主体として若者の意見を聞いていって、そこにどうこたえて、一緒に取り組んでいくのかということも、とても大切だなというふうにも実感をしていまして、ぜひそういうことも検討していただければなと思っています。

最後に計画を策定した後についてなんですけれども、定期的に検証と進捗状況を把握する場というものをつくっていただきたいと思っています。現計画も4章のところでは推進体制について、やはりそういうことを記載がされています。ただ、やっぱり状況としては前回、2015年に計画をつくってからは、今回改定するときには、また改めて議論ということで、間での進捗状況がどうだとか、新しい課題には、じゃあどう対応していくのかという場がなかったのは残念だと思っています。ぜひ新しく計画をつくる際には、そこをどういうメンバーで、どういうタイミングで行っていくのかということも検討していただきたいと思っています。

以上です。

○古賀副会長 どうもありがとうございました。それでは、原委員、お願いいたします。

○原委員 原のり子といいます。よろしくお願いいたします。私も一言意見を述べたいと思います。

まず、進め方についてです。そのまず進め方については、知事の諮問の先ほどの文章を見ますと、今回の改定について今年度をもって計画期間が終了することから、より充実したものへと改定するためというふうに述べられました。このより充実したものへと改定するためには、これまでの計画及び、その執行状況がどうであったかの検証が、やはり重要だと思います。ほかの委員の方からも出されていたとおりだと思います。例えば、自殺対策一つとっても、各局がこの事業をやっています。この子供・若者計画の本体には、当初は載っていなかった教育庁の事業なども自殺対策で新たに実施をしていたり、そういう努力もあると思う

んです。そういう全体をきちんと検証していくことが大事かなというふうに思いますので、今後専門部会で検討する際には、その点を踏まえられる資料などが事務局側からも提供されるといいなというふうに思いますので、求めたいと思います。

また、よりよいものに改定する点で、今、米倉委員も述べられていましたが、大事なのは当事者の意見、とりわけ子供・若者自身の声を直接聞いていくという機会は重要じゃないかというふうに思っています。そういう予定は考えられているのか、この点については、もしできたらご回答がいただけるとありがたいと思います。

もう一つ意見を、中身についての意見を述べたいと思います。計画をつくっていく上での視点、また子供や若者の見方についてです。先ほど、内閣府の調査についてのご説明がありました。その 11 ページのところの考察というところで、このように述べられています。日本の若者は諸外国の若者と比べて、自分自身に満足しているなど自信を肯定的に捉えている若者の割合が低い傾向にあり、こうした自己肯定感の低さには自分が役に立たないと感じる自己有用感の低さがかかわっていると述べられています。こういう考察がされています。私は、このことをどう考えるかというのは非常に重要だと思っていまして、大事なのは、なぜ若い人たちが、子供たちが自分自身を肯定的に捉えられていないのかということを考えることなのではないかと思います。それは若者本人の責任ではないということを中心にしていくな必要があるのではないかと思っています。そもそも自己肯定感というのは、自分に価値があるとか、必要とされているとか、そういうことではなくて存在そのものが受け入れられている、自分が自分であっても大丈夫というものだと思います。否定的な部分や失敗してしまった自分でも受け入れられるという、そういうことが大事ではないかと思うので、何度でもやり直せるし、一人一人いろんな進み方があっていいんだよというメッセージを送れる、そういう社会や地域にしていくという、そういう視点が大事ではないかと私は考えています。例えば、不登校の問題、先ほども出されていましたが、不登校になると子供たちの多くは行くことができない自分を本当に責めますよね。学校に行けない自分はだめなんだというふうに思ってしまう。そして、行けないその子に対する対応というのが始まりますが、大事なのは、なぜ学校へ行けないのか、行きたくないのか、その子だけの問題を解消するのではなくて、学校がどうなのか、みんなが楽しく行けるようになっているのかなど、そういう見詰め直していくという、そういうことも大事なんじゃないかと私は思います。また一人一人いろんなやり方、道があっていいし、疲れたら休むことも大切だよということを伝えていける、

これも大事なのかなと思います。これは私は地域の不登校の子供たちの居場所の取り組みや、また親の会のお母さん方から意見を聞いて、本当にそれは大事だなというふうに思いました。そういう本当に子供に寄り添って活動している方々の意見が、ぜひ反映をされるといい、この計画もよりいいなというふうに思っています。

最後になりますけれども、私は今回の計画の改定で改めて子どもの権利条約で示されている意見表明権とか、また休息する権利などをしっかり保障していくという視点が重要だということ。そして、どの子にとっても、どの子も輝けるようにする、若者が輝けるようにする考えると、経済的な格差によって子供たちの進路が狭められたというようなことがないように制度などを整えていくということが大前提になるのではないかと考えています。子供・若者計画は各局で実施している施策を改めて見直す大事な機会だと思いますので、そうした視点も、ぜひ踏まえて検討していただければありがたいというふうに思っています、要望をさせていただきます。ありがとうございました。

○古賀副会長 どうもありがとうございました。評価点検の大切さについて、皆さんから指摘いただきましたし、また当事者の声、あるいは時代の変化にあわせたということもご指摘いただきました。ありがとうございます。

都議会議員の委員の皆さんからご意見いただきましたが、そのほかの委員の方で何かご意見がある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○古賀副会長 それでは、今さまざまなお意見をいただきました。本当に私自身も、実は先ほどご紹介いただいた内閣府の調査など下支えでやらせていただいたりしております、非常に貴重なご意見であったと感じるところです。本当にありがとうございました。

基本的に、ただいまいただいたいろんなご意見をしっかりと受けとめて、各専門部会での今後の審議に役立てるという形にしていきたいというふうに思っております。ご質問いただいているようなことについても、そこでまた確認しながら進みたいと思いますが、よろしいでございましょうかね。ぜひ、よりよい審議をしていきたいというふうに思っております。

それでは、最後に、事務局から連絡事項などありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○若年支援課長 先ほど若干ご説明差し上げましたが、この後、この場にて第1回の若者支援部会を開催をいたします。部会の方にはご出席をいただきますよう、お願いをいたします。

少々、お席等の移動もございますので、お時間いただければと存じます。

それと、東京矯正管区の森部長から再犯防止シンポジウムということでチラシと申しますか、お知らせをいただいております。出口付近に置かせていただきますので、よろしければお帰りの際にお取りいただければと存じます。

以上でございます。

○古賀副会長 どうもありがとうございます。いろんな再犯の問題とかですね、非行の問題もでございます。ぜひ資料をお持ちになっていただければということだと思います。

それじゃあですね、先ほどのご説明にもございましたけれども、16時15分ぐらいからでよろしいですか。大丈夫ですか、事務局。第1回の若者支援部会を開催いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、これもちまして、第32期、東京都青少年問題協議会の第1回総会は閉会させていただきます。委員、幹事の皆様、本当にご協力いただきまして、ありがとうございました。どうぞ今後もよろしく願いいたします。

午後4時06分閉会